

理 由 書

本理由書は、草加都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I 草加都市計画区域の位置等

草加都市計画区域は、都心から約20km圏、本県の南東部に位置しています。

また、草加都市計画区域に含まれる土地の区域は、草加市、八潮市及び三郷市の行政区域の全域です。

【3・1・1号 外環状道路】

本路線は、草加市原町三丁目を起点とし、三郷市高州四丁目に至る延長約14,960m、幅員62mの幹線街路です。

【3・3・3号 草加三郷線】

本路線は、草加市新里町字鬼子沼を起点とし、三郷市鷹野三丁目に至る延長約10,490m、幅員22mの幹線街路です。

II 変更の必要性

埼玉県では、社会状況の変化や制度改正等を踏まえ、都市の将来像を見据えたものとするため、「都市計画道路の検証・見直し指針」（令和2年7月）を定めました。同指針に基づき、未整備・事業中区間を有する都市計画道路の必要性や構造の適正さの検証を行った結果、3・3・3号草加三郷線（三郷市区間）については一部区間の幅員を変更することとしました。

III 変更の理由

（3・1・1号外環状道路、3・3・3号草加三郷線（三郷市区間））

三郷市で実施した都市計画道路の見直し作業の中で、3・3・3号草加三郷線の3・1・1号外環状道路以東の道路構造を検証したところ、将来交通量が減少したため、当該区間の車線数を4から2に変更し、幅員を22mから17mに縮小するものです。

また、3・1・1号外環状道路については、3・3・3号草加三郷線の幅員の変更に伴い、交差点の形状を変更するものです。

併せて、3・1・1号外環状道路の車線数を4と定めるものです。

（3・3・3号草加三郷線（八潮市区間））

八潮市で実施した都市計画道路の見直し作業の中で、3・3・3号草加三郷線と3・3・48号八潮三郷東西線（八潮市決定）の交差構造について検証した結果、平面交差で交通の処理が可能であることから、交差構造を、立体交差から平面交差に変更するものです。

IV 変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	変更内容
3・1・1号 外環状道路	約14,960m	4車線 (－)	62m	・一部区域の変更 ・車線数の決定
3・3・3号 草加三郷線	約10,490m	4車線	22m	・交差の構造の変更 ・一部区間の幅員変更 ・一部区間の車線数変更

括弧内は変更前を示す。

V 関連する都市計画

本道路の変更とあわせ、以下の都市計画を変更する予定です。

- ①道路（八潮市決定）
- ②用途地域（八潮市決定）
- ③地区計画（八潮市決定）